

平成18年7月から、「国民年金保険料の免除制度」が利用しやすく変わります。

ねんきんダイヤル 電話0570-05-1165
 鹿屋社会保険事務所 電話0994-42-5121
 住民課(年金係) 電話0994-22-3039
 支所住民生活課 電話0994-25-2511

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。(受け取るには一定の条件があります。)

平成18年7月からの新しい免除制度

平成18年度の国民年金保険料は、月額13,860円ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除又は一部納付(一部免除)となる制度があります。

これまで、保険料の免除制度は、

- 「全額免除制度」↓保険料の全額が免除

- 「半額納付制度」↓保険料の2分の1を納付(残りの2分の1が免除)

の2種類でしたが、平成18年7月から

- 「4分の1納付制度」↓保険料の4分の1を納付(残り4分の3が免除)

- 「4分の3納付制度」↓保険料の4分の3を納付(残り4分の1が免除)

の2種類があらたに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付制度になります。

一部納付する場合の月々の保険料額(平成18年度)は次のとおりです。

- 4分の1納付↓3,470円

- 2分の1納付↓6,930円
- 4分の3納付↓10,400円

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準以下であることが条件です。(ただし、離職などの理由で保険料を納付することが困難な場合は、ご本人の前年所得は審査基準に含まれない)

国民年金(基礎年金)の納付の3分の1(将来は2分の1)は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間には、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されず、また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る場合の受給資格にも含まれるため安心です。ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢、障害、遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

このほか、保険料を納めることが困難な方には、

- 「若年者納付制度」↓30歳未満の方の保険料納付が猶予(所得審査あり)

- 「学生納付特例制度」↓学生の方の保険料納付が猶予(所得審査あり)

- 「法定免除」↓障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方です。

申請の窓口は、役場の国民年金担当窓口です。

免除制度に関する手続き方法など、詳しくは鹿屋社会保険事務所または、役場住民課、支所住民生活課、もしくは、ねんきんダイヤルまでお問い合わせください。

キオビエダシヤクガ発生しています!

イヌマキに被害をもたらす、「キオビエダシヤクガ」が発生しています。

幼虫は中型のシヤクトリ虫でオレンジ色と灰色の模様をしています。振動や音に敏感で、木をゆすつたりすると糸を引いて垂れ下がります。さなぎ化は、土中に潜って行われ、成虫は写真のように美しい蛾で、昼行性でイヌマキの樹皮下に産卵を行います。

防除

防除には通常、薬剤散布が行われますが、薬剤による効果の差があり、トレポン乳剤(2000倍)、スプラサイド乳剤(1500倍)が効果的です。

また、1年に3回から5回程成虫発生するので、10月までの間に数回散布したほうが良いです。なお、幼虫時期に散布するのが効果的です。



幼虫



成虫